

広島県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十二年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下門田泉吉田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市高野町高暮字上組七〇三番二地先から 庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地先まで	二・八〇〇 八・〇〇〇 九・二〇〇 二・〇〇〇	一・〇〇〇 四四・五〇〇	二二五・〇〇 二四五・五〇	一、〇三五・〇〇 六六三・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
庄原市高野町高暮字馬ノ背一三八番一地先から 庄原市高野町高暮字表原一四二番一八地先まで	九・二〇〇 二・〇〇〇	六六三・〇〇	六六三・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル